**ミャンマー**

**JVK**

**２０１５年度税関規定**

**家財道具：**

**外国籍の方々：**

外国籍の方々の場合、外交官、国際機関/正式に企業登録されている外資系会社の職員であれば無税で中古家財道具を輸入できます。

必要書類：

1. OBL
2. パッキングリスト
3. パスポートコピー
4. 雇用者から荷送人がミャンマーで働く資格があることを述べた文書（JKVがこの手紙の花形を提供します。）
5. 就労許可書（コピー）
6. 航空券（コピー）
7. 搭乗券（原本）

**ミャンマー人の場合：**

海外からミャンマーに居住目的で帰国するミャンマー人の場合、無税で中古家財道具を輸入できます。電化製品の輸入は、テレビ、食器洗い機、冷蔵庫、電圧機、コンピュータなど、それぞれ一つずつならば無税で輸入できます。

必要書類：

1. 海外で勤めていた会社からの手紙（どの役職に何年就いていたかを記したもの）
2. 所得税書（ミャンマー大使館発行）
3. 航空券コピー（ミャンマー帰国時のもの）
4. パスポートコピー（写真・入国スタンプのページ）
5. ミャンマーNRCカード、又はファミリー・メンバー・カード（コピー）
6. パッキングリスト
7. AWL/OBL（コピー）

備考：

新品電化製品（LDCテレビ、食器洗い機、コンピュータ、電圧機、冷蔵庫、乾燥機、電子レンジなど）の輸入につきましては、関税などその他の税金が課せられます。

無税で輸入できる条件に当てはまる場合でも、２階目からの輸入には税金がかかります。

全ての外国人（外交官以外）は、消耗品に課せられる税金を支払う必要があります。

**自動車：**

外交官のみ自動車を無税で輸入することができます。

その他の身分の方々は、自動車を輸入することは認められていません。